

(仮称) 西条市東部給食センター整備・運営発注支援委託業務に係る公募型  
プロポーザル実施要領

1 業務目的

本業務は、西条市学校給食施設整備基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、（仮称）西条市東部給食センター整備事業（以下「本事業」という。）について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に基づく事業方式（以下「PFI方式」という。）を導入して実施するにあたり、実施方針の公表、公表資料の作成、審査委員会の開催・運営、事業者の選定、基本協定及び事業契約締結等の一連の業務・手続きの支援を行い、本事業の円滑な実施に寄与することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

(仮称) 西条市東部給食センター整備・運営発注支援委託業務

(2) 業務内容

別紙「(仮称) 西条市東部給食センター整備・運営発注支援委託業務仕様書」による。

(3) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(4) 履行期間

契約締結の日から令和5年9月30日までとする。

(5) 見積限度額

|       |              |                    |
|-------|--------------|--------------------|
| 総額    | 27,500,000 円 | (消費税及び地方消費税の額を含む。) |
| 令和4年度 | 8,250,000 円  | ( 〃 )              |
| 令和5年度 | 19,250,000 円 | ( 〃 )              |

3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす法人とする。

- (1) 対象業務における西条市での競争入札参加資格を有しているまたは同等の基準を満たしていると市長が特に認めたもの。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (3) 西条市建設工事入札参加資格停止措置要綱（平成28年西条市訓令第10号）による入札参加資格停止を受けていないこと。

- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続きをしている法人等でないこと。
- (5) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (6) 日本国内において、令和4年7月1日までに学校給食施設整備に係るPFIアドバイザー業務の元請けとして受注実績があること。
- (7) 学校給食施設整備に係る建築技術に関する知識、PFI事業に係る法務・財務に関する知識を有していること(他の事業所等と連携して本業務処理に当たることも可とする。)
- (8) 本業務を適正かつ確実に実施するに足りる事業規模を有しており、かつ経営状況及び財務状況が良好であること。

#### 4 提案書等の提出

##### (1) 提出書類

内容は次のとおりとする。なお、次の表中の⑩から⑬の書類については、西条市での競争入札参加資格を有していない者に限る。

|   |
|---|
| ① 提案書兼参加表明書(表紙)(様式1)  |
| ② 会社概要書(様式2)パンフレット等を添付すること。   |
| ③ 業務受託実績表(様式3)  |
| ④ 業務の実施体制(様式4-1)  |
| ⑤ 総括責任者(担当者)の業務実績(様式4-2)該当する者すべて記入すること。   |
| ⑥ 業務実施スケジュール(様式5)(任意様式可)  |
| ⑦ 提案書(様式6-1から6-7)(任意様式可)  |
| ⑧ 見積書(様式7)及び内訳書(任意様式)   |
| ⑨ 質問書(様式8)  |
| ⑩ 納税証明書<br>ア 納期到来分までの法人税、消費税及び地方消費税【未納がない証明】<br>イ 西条市内に本社(店)、支社(店)又は営業所等を有する場合は、納期到来分までの市税全般【未納がない証明】 |
| ⑪ 登記簿謄本(発行後3か月以内のもの)  |
| ⑫ 営業所表(様式9)   |
| ⑬ 財務諸表(直前決算のもの。貸借対照表及び損益計算並びに剰余金処分計算書)  |

##### (2) 提案書(任意様式可)等について

|     |   |
|-----|---|
| 提案書 | 日本工業規格A4横書きで作成すること。提案内容は、次に掲げる事項を含めて記述すること。<br>ア 業務の実施体制(様式4-1) |
|-----|---|

|   |  |
|---|--|
|   | <p>イ 総括責任者（担当者）の業務実績（様式 4-2）</p> <p>ウ 業務実施スケジュール（様式 5）（任意様式可）</p> <p>エ 仕様書記載の業務等に係る提案について（様式 6-1 から 6-6）（任意様式可）</p> <p>オ 事業実施に対する課題と解決策についての提案（様式 6-7）（任意様式可）</p> <p>カ その他提案について</p> <p>仕様書記載以上の提案がある場合には、併せて提案すること。</p> |
| <p>（提出書類作成に関する注意事項）</p> <p>※ 紙媒体について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 両面印刷で長辺 2 箇所綴じ（ファイリング）とすること。</li> <li>・ 各頁下部余白に頁番号を付し、文字サイズは 11 ポイント以上とすること。</li> <li>・ 任意様式等により A3 版を用いるときは、A4 版サイズに織り込み提出すること。</li> <li>・ 記載する内容については、各事業者の創意と工夫により、簡潔明瞭に作成すること。</li> <li>・ 図示、着色は自由とする。</li> <li>・ 提出書類のボリュームは問わないが、適正なものとする。</li> </ul> <p>※ PDF データについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子格納媒体には、書き込み不可処理を施すこと。</li> <li>・ ファイル名については、データ内容と提出者が明確に分かるよう付すること。</li> </ul> |  |

### （3）提出部数、提出方法、提出先及び提出期間

ア 提出部数：紙媒体各 1 部

PDF 形式データで格納した CD-R 等の電子記録媒体 1 部

イ 提出方法：持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までの間に限る。）又は、郵送（書留での郵送に限る。）

ウ 提出先：西条市教育委員会事務局教育総務課

エ 提出期間：令和 4 年 7 月 12 日(火)から令和 4 年 7 月 26 日(火)午後 5 時（必着）

## 5 質問の受付及び回答

（1）本プロポーザルの実施に係る質問は質問書（様式 8）により行うものとし、教育総務課の電子メールアドレス宛に送信し、電話により受信確認を行うこと。

（2）質問書の提出先及び受付期間

ア 提出先：西条市教育委員会事務局教育総務課

イ 受付期間：令和 4 年 7 月 12 日(火)から令和 4 年 7 月 15 日(金)午後 5 時（必着）

（3）質問に対する回答

回答は、令和 4 年 7 月 19 日(火)（時間未定）に、ホームページ上にて公開する。

## 6 辞退

書類提出後、参加を辞退する場合には、直ちに書面（様式10）によりその旨を「17 問合せ及び書類提出先」まで提出すること。

## 7 審査

提案書の内容等について明瞭化のため、プレゼンテーションを実施する。

### (1) 審査予定時期

令和4年8月2日（火）を予定する。

※実施場所及び時間等については、別途通知する。

### (2) 参加人数

プレゼンテーション参加人数は3人までとし、提案書にて届け出た総括責任者又は担当者が説明を行うこと。

※社会的状況から、プレゼンテーション等の実施を目的とした会議の実施が困難な場合は、審査方法を変更することがある。

### (3) プレゼンテーション資料

ア 使用する資料は提案書とは別のものでも構わない。ただし、提案書の内容に沿ったものとする。

イ プレゼンテーションの資料やスライド中には、企業名や身分がわかるような表示をしないこと。ヒアリングにおいても企業名等がわかるような表現をしないこと。

### (4) プレゼンテーションに要する時間

おおむね30分(説明20分以内、質疑応答約10分程度)とする。

### (5) プレゼンテーションに要する機器

パソコン等の必要な機器については、提案者が準備すること。大型ディスプレイ(65インチ程度)及びHDMIケーブルについては、本市が準備する。

## 8 評価基準表

### ◆書類審査（事務局）150点

| 分類       | 審査項目                        | 評価基準                | 配点基準   | 配点  |
|----------|-----------------------------|---------------------|--|-----|
| 書類<br>審査 | ①執行体制<br>(様式2、<br>4-1)      | 業務執行体制<br>(適切な人員配置) | 担当者の人数、配置状況から打合せや問合せに迅速に対応でき、円滑な業務遂行が可能な体制が確保されているか。 | 50点 |
|          | ②業務実績<br>等<br>(様式3、<br>4-2) | 会社概要、受注実績<br>等      | 本業務と同種業務の実績などから本業務を遂行可能と判断できる知識を有しているか。              | 25点 |
|          |                             | 責任者、担当者等の<br>実績、資格等 |  | 25点 |

|    |                |          |             |      |
|----|----------------|----------|-------------|------|
|    | ③見積金額<br>(様式7) | 参考見積額の適正 | 見積金額は適正であるか | 50点  |
| 合計 |                |          |             | 150点 |

◆ヒアリング審査（選定委員）60点×10名

| 分類                  | 審査項目                                  | 評価基準   | 配点  |
|---------------------|---------------------------------------|--|-----|
| 実現性<br>(提案内容)<br>審査 | ①業務の确实性等<br>(様式5)                     | 当業務の課題を的確にとらえ、明確かつ具体的に提案されているか。また、事業を确实に実施するための体制やスケジュールなどは具体的で実現性はあるか。                        | 10点 |
|                     | ②実施方針、要求水準書の作成支援<br>(様式6-1)           | 新給食センター整備・運営に係る各種条件等を的確に把握・分析して、本市の給食センターに求められる基本仕様や基本性能を的確に把握し、実施方針及び要求水準書を整理する能力があるか。        | 10点 |
|                     | ③特定事業の選定方法<br>(様式6-2)                 | 事業方式選定業務での検討を基に、VFM 積算や予定価格の設定を行う能力があるか。また、物価高騰などの事情を考慮した予定価格の積算となっているか。                       | 10点 |
|                     | ④民間事業者の募集、落札者決定基準の策定支援<br>(様式6-3、6-4) | 民間事業者に事業内容を周知させ、参入意欲を高めるとともに、効果的な選定基準の設定や民間対話のノウハウはあるか。  | 10点 |
|                     | ⑤事業契約支援等<br>(様式6-5)                   | 本協定書や契約書の作成支援は可能か。事業者との契約に際し、弁護士の派遣、民間事業者との契約交渉能力はあるか。契約に向けた選定委員会への資料作成等可能か。公表資料についての提案内容はどうか。 | 10点 |
|                     | ⑥モニタリング手法の検討及び課題解決<br>(様式6-6、6-7)     | 事業の進捗に合わせた適切なモニタリング手法か。また、本市のPFI事業の課題の分析と解決策はどうか。  | 10点 |
| 合計                  |                                       |  | 60点 |

## 9 受託候補者の選定方法

(1) 評価基準に基づき「(仮称)西条市東部給食センター整備・運営発注支援委託業務に係るプロポーザル選定委員会」で提案内容の評価を行う。評価(審査)の結果、委員全員の評価点数の合計が満点の6/10以上の提案者の中から、最高得点となった提案者を第1優先交渉権者に、次に得点が高い提案者を第2優先交渉権者に選定する。

なお、提案者の評価点数が同点となった場合には、選定委員会において上位の提案者を決定する。

(2) 第1優先交渉権者が契約までの間に失格事項に該当すると判明した場合又は辞退した場合は、第2優先交渉権者と協議を行い、受託候補者を決定する。

(3) 提案者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと選定委員が認める場合は、その事業者を受託候補者として選考し、協議を行う。

## 10 非特定理由に関する事項

(1) 提出した提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由(非特定理由)を書面(非特定通知書)で通知する。

(2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日(西条市の休日を定める条例(平成16年西条市条例第2号)第1条に規定する市の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、市長に対して書面で非特定理由について説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。

受付場所：西条市教育委員会事務局教育総務課

受付時間：午前8時30分から午後5時15分(休日を除く。)

(3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面で行う。

(4) 上記(3)の回答を受けた者は、その回答に不服がある場合は、回答を受理した日の翌日から起算して10日以内に市長に対して申し立てることができる。

## 11 審査結果の公表

選定結果については、本市ホームページで公表するとともに、全ての参加事業者に書面により通知する。

上記の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面により市長(教育総務課)に対して説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。

受付場所：西条市教育委員会事務局教育総務課

受付時間：午前8時30分から午後5時15分(休日を除く。)

## 12 契約締結等

受託候補者として特定された者は、速やかに、本市と選定された提案内容を基に、本業務仕様書の内容について協議し、その内容を決定する。

内容が決定した後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の方法により本市と特定者との間で契約を締結する。

なお、協議に必要な資料については、受託候補者が作成するものとする。また、受託候補者が何らかの理由により契約の締結ができなかった場合、次点の参加事業者と契約交渉を行うものとする。

## 13 失格事項

次のいずれかに該当する場合には、失格となる。

- (1) 「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 見積額が見積限度額を超えている場合
- (3) 提出期限を過ぎて関係書類が提出された場合
- (4) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、委員会が失格であると認めた場合

## 14 日程（予定）

|   | 内容                 | 日時                                     |
|---|--------------------|--|
| ① | 公示日                | 令和4年7月12日（火）                           |
| ② | 質問受付期間             | 令和4年7月12日（火）から令和4年7月15日（金）<br>午後5時（必着） |
| ③ | 質問書に対する回答          | 令和4年7月19日（火）                           |
| ④ | 参加表明書<br>及び提案書受付期間 | 令和4年7月12日（火）から令和4年7月26日（火）<br>午後5時（必着） |
| ⑤ | プレゼンテーション審査        | 令和4年8月2日（火）（予定）                        |
| ⑥ | 審査結果通知日            | 令和4年8月8日（月）（予定）                        |
| ⑦ | 契約締結予定             | 令和4年8月中旬（予定）                           |
| ⑧ | 事業実施               | 契約締結後から令和5年9月30日（金）まで                  |

※日程は市の都合により変更することもありますので、予めご了承ください。

## 15 今後のスケジュール（想定）

|         |              |
|---------|--------------|
| 令和4年8月  | 発注支援業務委託契約締結 |
| 令和4年10月 | 実施方針の公表      |
| 令和4年12月 | 特定事業の選定      |
| 令和5年1月  | 事業者公募開始      |
| 令和5年7月  | 本契約締結        |
| 令和5年7月  | 事業者による事業実施   |
| 令和7年9月  | 供用開始         |

## 16 その他

- (1) 提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。
- (2) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (3) 本プロポーザルに参加するために必要な費用は、すべて提案者の負担とする。
- (4) やむを得ない理由等により、本プロポーザルを中止することがあった場合において、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。
- (5) 提出書類は原則として日本語を用いることとする。外国語で記載する必要がある箇所は、日本語で注釈（訳文等）を付記する。
- (6) 提出書類等の作成に用いる通貨及び単位は、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 提出期限以降における提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (8) 本プロポーザルは事業候補者の選定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (9) 提案書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、公表その他、市が必要と認める用途に用いる場合、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (10) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については市が別に定める。

## 17 問合せ及び書類提出先

〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市教育委員会事務局教育総務課 担当：村上、青野  
TEL：0897-52-1209  
FAX：0897-52-1210  
E-mail：kyoikusomu@saijo-city.jp